

「みなとタバコルール指導等業務委託プロポーザル」質問書への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	2. 路上喫煙等について	仕様書	1ページ 5行目	港区内における歩行・路上喫煙のたばこにおいては、紙タバコ、電子タバコ等全て「みなとタバコルール」条例規定に含まれると考えてよろしいでしょうか。 ご指示下さい。	条例で定義している「たばこ」は「たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)」であり、「喫煙」は「火のついたたばこを所持し、又は吸うこと」です。 したがって、火を使わない加熱式たばこや葉たばこを原料としていない電子たばこについては、条例上の「喫煙」には当たりません。ただし、加熱式たばこの吸い殻のポイ捨てについては、紙巻きたばこ同様禁止しています。 なお、たばこを吸わない人の中には、少ないとはいえ加熱式たばこ・電子たばこのにおいを不快に感じるなどの声や、健康被害の影響がゼロとは言えないことから禁止対象とすべきとの意見もあるため、加熱式たばこ・電子たばこ使用の際も、吸わない人のことを思いやり、誰もが快適に過ごすことができるよう配慮をお願いしています。
2	4. 履行場所	仕様書	1ページ 14行目	履行場所において「港区指定場所」と有りますが、現在、各地区総合支所管内何か所ぐらい巡回されているのか、各支所別ごとに教えていただくことは可能でしょうか。	決まった場所だけで指導するのではなく、区内全域を対象として巡回しています。
3	5 業務内容(2)	仕様書	2ページ 4行目	重点指導実施前の喫煙状況調査において指導前30分間計測し区域の喫煙状況を十分把握し業務を行うと有りますが、現在重点箇所は何か所行われているかご指示下さい。	平成30年度は、次の駅周辺で実施しています。 六本木駅、六本木一丁目駅、溜池山王駅、新橋駅、内幸町駅、虎ノ門駅、田町駅、三田駅、品川駅、麻布十番駅、赤羽橋駅、神谷町駅、浜松町駅、大門駅、御成門駅、赤坂見附駅、赤坂駅、乃木坂駅、外苑前駅、表参道駅、お台場海浜公園駅、台場駅
4	仕様書 5 業務内容(3)ウ(ウ)	仕様書	3ページ 4行目	発注者の指定する啓発物等の設置、交換業務等を行うと有りますが、どのような啓発物ですか。又、指導員が、設置、交換するでよろしいでしょうか。 ご指示下さい。	啓発物等とは、路面シール、プレート等です。設置、交換は、指導員が行います。
5	7 実施時間	仕様書	5ページ 35行目	実施時間において同じ支所管内においても、同一日各班別々の時間帯で業務を行うことは可能でしょうか。 (例として、1班は7時から1班は11時から)の様な時間割配分です。 ご指示下さい。	可能です。各班の時間帯は、各総合支所及び環境課と協議の上決定します。
6	業務実施責任者等の選任及び指導員の指導等	仕様書	6ページ 15行目	受注者は、指導員への指導等を行う「指導担当者」を1名以上配置しと有りますが、各巡回地区ごとに1名以上配置と考えてよろしいでしょうか。 ご指示下さい。	委託業務全体として1名以上配置してください。